

姫路獨協大学保育士養成課程履修等に関する規程

(平成18年4月20日制定)
改正 平成19年 7月17日
平成22年 3月11日
平成23年 1月20日
平成27年 7月23日
平成28年10月27日

(目的)

第1条 姫路獨協大学学則（昭和62年4月16日制定）第44条の7の規定に定める保育士の資格を取得させるために必要な大学の課程（以下「保育士養成課程」という。）の専門教育科目等の履修方法等は、この規程の定めるところによる。

(履修方法)

第2条 本学において保育士資格取得のために必要とする授業科目及び単位数等は、別表に定めるところによる。

第3条 保育士養成課程を履修しようとする者は、所定の期日までに保育士履修登録届を教務課に提出しなければならない。

(保育実習)

第4条 保育実習に参加しようとする者は、別に定める要件を満たしていなければならない。

2 保育実習に参加しようとする者は、所定の期日までに所定の学外施設実習履修費を納付しなければならない。

(指導及び助言)

第5条 保育士養成課程の科目履修及び単位修得、保育実習の参加、単位修得証明書の交付等、保育士一般に関する指導及び助言は医療保健学部教授会において行う。

(雑則)

第6条 この規程の定めるもののほか、保育士養成課程の履修に必要な事項については別に定める。

附 則（平成18年 規程第12号）

この規程は、平成18年4月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年 規程第38号）

この規程は、平成19年7月17日から施行する。

附 則（平成 22 年 規程第 5 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 規程第 4 号）

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 3 平成 22 年度の入学者については、改正後の別表の発達検査法実習の授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 規程第 19 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 27 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 規程第 22 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 27 年度以前の入学者については、なお従前の例による。